

相続などで農地を取得したときは 農業委員会への届出が必要です

● 誰が、どのようなときに届出をするのですか？

農地法の許可を必要とせず、農地の権利を取得した人（又は法人）が対象です。

- ・相続（遺産分割，包括遺贈，相続人に対する特定遺贈を含む。）したとき
- ・時効取得したとき
- ・法人の合併，分割があったとき



● 届出は、いつ行えばいいのですか？

権利を取得した場合，遅滞なく届出を行うことになっています。
権利取得を知った日から，おおむね10か月以内に届け出てください。

● 届出の内容・方法は、どのようなものですか？

権利を取得した人（又は法人）の氏名（又は法人名），取得した理由（相続など），取得した日，対象農地の所在地，地目，面積などです。

農業委員会の窓口へ，次の書類を提出してください。

- ・農地法第3条の3の規定による届出書
- ・農地の権利を取得したことがわかる書類の写し（全部事項証明書など）

様式第3号の1
農地法第3条の3の規定による届出書

指宿市農業委員会会長 殿 令和 年 月 日

住所 氏名 印

下記農地（採草放牧地）について、により を取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏名	住所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目	登記簿	現況	面積(m ²)	備考

3 権利を取得した日
年 月 日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

◆ご注意ください◆

この届出は，農業委員会に権利取得の内容を知らせるためのものです。

権利取得の効力を発生させるものではありません。



詳しくは，農業委員会事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 農地総務係 TEL 22-2111（内線 721）



農業就業者に結婚祝金を交付しています



指宿市農業委員会では、農業に対する意欲の向上と地域農業の活性化を目的に、農業に従事する経営者又は後継者の結婚（※）に対して、祝金を交付しています。

◆交付対象者◆

- ①市内に居住し、農業に従事している人で、経営規模が30a以上の人
- ②経営規模が30a未満であっても、親が経営していた農業を引き継いでいる人又は親が経営する農業に従事している人で、将来その経営を引き継ぐ予定の人

※「結婚」には、「パートナーシップの宣誓」も含まれます。

令和3年4月から、パートナーシップの宣誓をした場合も対象になりました。

◆交付額◆

祝金の交付額は、5万円です。（1人につき1回限り）



◆交付手続き◆

婚姻届出日又はパートナーシップ宣誓日から1年以内に、申請が必要です。農業委員会事務局に備えてある交付申請書に必要事項を記入のうえ、申請してください。

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金制度です。

◆加入要件は3つ◆



- ① 年間60日以上農業に従事し、
- ② 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
- ③ 20歳以上60歳未満の方（65歳未満の国民年金任意加入者も可）

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（月額400円）加入も必要です。

※農業者年金と「国民年金基金」及び「イデコ」とは重複加入できません。

農用地あっせん情報

令和4年8月25日委員会承認

所在	地目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
小牧字小久保	畑	畑	680	売渡
山川福元又は山川成川（畑かん外地区 可）	畑	畑	5,000	買受
西方（魚見校区）（畑かん外地区 可）	畑	畑	1,000 m ² の農地3筆	借受

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 TEL 22-2111

(内線721, 722, 723)